

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	住民基本台帳			
1-1 ②事務の概要 下部のなお書き	3	<p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令</u>（平成26年11月20日総務省令第85号）（以下「<u>通知カード及び個人番号カード省令</u>」という。）第35条（<u>通知カード、個人番号カード関連事務の委任</u>）により機構に対する事務の委任が認められており、本市においては、平成26年11月28日付け機構に委任（同年12月15日告示）した。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機能に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>凡例：「※」重要事項</p>	<p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令</u>（平成26年11月20日総務省令第85号。以下「<u>個人番号カード省令</u>」という。）第35条（<u>個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任</u>）により機構に対する事務の一部の委任が認められており、本市においては、平成26年11月28日付け機構に委任（同年12月15日告示）した。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機能に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>凡例：「※」重要事項</p>	法令改正に伴う変更
1-2 システム2 ②システムの機能	5	<p>4. 本人確認情報検索 ：統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p>	<p>4. 本人確認情報検索 ：統合端末において入力された<u>住民票コード、個人番号又は4情報</u>（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p>	現行の仕様に合わせた変更
1-2 システム2 ②システムの機能	5	<p>1～6（略）</p> <p>7. 送付先情報通知 ：個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類（<u>通知カード、個人番号カード交付申請書</u>（以下「<u>交付申請書</u>」という。）等）を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8（略）</p>	<p>1～6（略）</p> <p>7. 送付先情報通知 ：個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類（<u>個人番号通知書、個人番号カード交付申請書</u>（以下「<u>交付申請書</u>」という。）等）を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8（略）</p>	法令改正に伴う変更

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	住民基本台帳			
I-4 ①事務実施上の必要性	9	3. 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている（番号法第7条第1項）。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任して、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。（通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部を委任できることから、本市においては平成26年11月28日に機構に委任（同年12月15日告示）。）	3. 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている（番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条）。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。（個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部を委任できることから、本市においては平成26年11月28日に機構に委任（同年12月15日告示）。）	法令改正に伴う変更
I-5 法令上の根拠	9	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） （略） 2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （平成25年5月31日法律第28号施行時点） （略）	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） （略） 2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （略）	番号整備法（平成25年法律第28号）施行に伴う変更
I-6 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	10	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項） （別表第2における情報照会の根拠） なし （住民基本台帳事務に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない）	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85-2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 119の項） （別表第2における情報照会の根拠） なし （住民基本台帳事務に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない）	法令改正に伴う変更
（別添1）事務の内容 下部の注釈	13	※個人番号カードに係る事務（通知カード／個人番号カードの発行・送付など）については地方公共団体情報システム機構（機構）が評価書を作成しますので、機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」をご覧ください。	※個人番号カードに係る事務（個人番号通知書／個人番号カードの発行・送付など）については地方公共団体情報システム機構（機構）が評価書を作成しますので、機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」をご覧ください。	法令改正に伴う変更

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	住民基本台帳			
(別添1) 事務の内容 (備考)	14	1. 本人確認情報の更新に関する事務 1-①.住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。	1. 本人確認情報の更新に関する事務 1-①.住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。	特定個人情報を含まない 手続きを明記
(別添1) 事務の内容 (備考)	14	2. 本人確認に関する事務 2-①.住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。	2. 本人確認に関する事務 2-①.住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。	特定個人情報を含まない 手続きを明記
(別添1) 事務の内容 (備考)	14	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) (略) 3-②.統合端末から、市町村CSを經由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う。 (略) 3-⑤.市町村CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) (略) 3-②.統合端末から、市町村CSを經由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない)。 (略) 3-⑤.市町村CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報(※特定個人情報を含まない)を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。	特定個人情報を含まない 手続きを明記
(別添1) 事務の内容 (備考)	14	4. 本人確認情報検索に関する事務 4-①.4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。	4. 本人確認情報検索に関する事務 4-①.住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。	現行の仕様に合わせた変更
II-4 (住民基本台帳ファイル) 特定個人情報ファイルの取り扱いの 委託 委託事項1 ⑥委託先名	17	富士通株式会社 千葉支社	富士通 J a p a n 株式会社	令和3年4月より統合
II-4 (住民基本台帳ファイル) 特定個人情報ファイルの取り扱いの 委託 委託事項2	18	市民課業務派遣委託	市民総合窓口課業務派遣委託	組織改正に伴う契約名称 の変更
II-4 (住民基本台帳ファイル) 特定個人情報ファイルの取り扱いの 委託 委託事項4 ⑥委託先名	20	日本電子計算株式会社	N E C フィールディング株式会社	事前通知事項とされている ものであるが、既に公表 されているものであり、 重要な変更にあたら ない

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	住民基本台帳			
II-4 (住民基本台帳ファイル) 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項 6 ⑥委託先名	22	富士通株式会社 千葉支社	富士通 J a p a n 株式会社	令和3年4月より統合
II-5 (住民基本台帳ファイル) 移転先 1	25	番号法第9条第1項別表第1に定める事務の所管課(別添4「番号法第9条第1項別表第1に定める事務となる予定」参照)	番号法第9条第1項別表第1に定める事務の所管課(別添4「番号法第9条第1項別表第1に定める事務」参照)	経年に伴う記載の修正
II-3 (本人確認情報ファイル) ⑧使用方法	28	4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	現行の仕様に合わせた変更
II-4 (本人確認情報ファイル) 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項 1 ⑥委託先名	29	富士通株式会社 千葉支社	富士通 J a p a n 株式会社	令和3年4月より統合
II-6 (本人確認情報ファイル) 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	31	静脈認証により入退室管理を行っている部屋に、施錠管理したサーバラックに設置したサーバ内に保管する。	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。	平成31年1月にデータセンター移設に伴う変更
II-2 (送付先情報ファイル) ③対象となる本人の範囲 その必要性	32	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	法令改正に伴う変更
II-2 (送付先情報ファイル) ④記録される項目 主な記録項目	32	・識別情報 ・ ・ ・ (中略) ・ ・ ・ [○]その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)	・識別情報 ・ ・ ・ (中略) ・ ・ ・ [○]その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)	法令改正に伴う変更

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	住民基本台帳			
II-2 (送付先情報ファイル) ④記録される項目 その妥当性	32	・その他（通知カード及び交付申請書の送付先の情報）は、機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報）： ：機構に対し、個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	法令改正に伴う変更
II-3 (送付先情報ファイル) ③入手の時期・頻度	33	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する（以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する）。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	法令改正に伴う変更
II-3 (送付先情報ファイル) ⑤本人への明示	33	住民基本台帳法、同法施行令、同法施行規則に記載予定。また、通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に記載。	個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）	法令改正に伴う変更
II-3 (送付先情報ファイル) ⑥使用目的	33	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	法令改正に伴う変更
II-3 (送付先情報ファイル) ⑧使用方法	33	・既存住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づいて委任する機構に対し提供する（既存住民基本台帳システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム（機構））。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づいて委任する機構に対し提供する（既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム（機構））。	法令改正に伴う変更
II-4 (送付先情報ファイル) 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	34	富士通株式会社 千葉支社	富士通Japan株式会社	②事前通知事項
II-5 (送付先情報ファイル) 提供先1 ①法令上の根拠	35	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）。	個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）	法令改正に伴う変更
II-5 (送付先情報ファイル) 提供先1 ②提供先における用途	35	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	法令改正に伴う変更

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	住民基本台帳			
II-5 (送付先情報ファイル) 提供先1 ⑦時期・頻度	35	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。)	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	法令改正に伴う変更
II (別添2) 特定個人情報ファイル 記録項目 (2) 本人確認情報ファイル	41	1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ	1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年4月17日政令第152号)が公布されたため。
II (別添2) 特定個人情報ファイル 記録項目 (3) 送付先情報ファイル	41	1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン	1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年4月17日政令第152号)が公布されたため。

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	住民基本台帳			
II (別添4)	47	番号法第9条第1項別表第1に定める事務となる予定	番号法第9条第1項別表第1に定める事務	現行の仕様に合わせた変更
II (別添4) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 項番2、4、16 移転先	47-48	保健福祉局健康部	保健福祉局医療衛生部	組織改正に伴う名称の変更
II (別添4) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務 項番15 移転先	47	保健福祉局健康部	保健福祉局健康福祉部	組織改正に伴う名称の変更
III-2 (住民基本台帳ファイル) リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	51	窓口において、対面で次の書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・個人番号カード（番号法第17条）若しくは通知カード（番号法第7条）と主務省令で定める書類 (略)	窓口において、対面で次の書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・個人番号カード（番号法第17条）若しくは通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ (略)	法令改正に伴う変更
III-4 (住民基本台帳ファイル) 情報保護管理体制の確認	54	(略) ・市民課業務委託等においては、入札参加要項にプライバシーマークの取得を参加要件としている。	(略) ・市民総合窓口課業務派遣委託等においては、入札参加要項にプライバシーマークの取得を参加要件としている。	組織改正に伴う契約名称の変更
III-7 (住民基本台帳ファイル) ⑤物理的対策	59	(略) <その他の対策> ・サーバー・端末機器・記録媒体等の廃棄、保管移転又はリース返却時、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 ・廃棄、保管移転又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。 ・コンピュータ外部記録媒体及び記憶装置を有するプリンタ等の周辺装置の廃棄、保管移転又はリース返却時は次の通り対応する。 ・記憶装置又は記録媒体を廃棄する場合は、消磁・破碎・溶解・その他の当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイルおよびドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。 ・業者委託する場合は、記憶装置又は記録媒体の物理的破壊を行い、廃棄証明書を提出させる。 (略)	(略) <その他の対策> ・サーバー・端末機器・記録媒体等の廃棄、保管移転又はリース返却時、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 ・廃棄、保管移転又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。 ・コンピュータ外部記録媒体及び記憶装置を有するプリンタ等の周辺装置の廃棄、保管移転又はリース返却時は次の通り対応する。 ・記憶装置又は記録媒体を廃棄する場合は、委託業者が原則職員立ち会いの下、消磁・破碎・溶解・その他の当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイルおよびドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。立ち合いが困難な場合は職員が措置を行う。 ・業者委託する場合は、記憶装置又は記録媒体の物理的破壊を行い、廃棄証明書を提出させる。 (略)	令和2年3月31日付け 統括情報セキュリティ 管理者通知に伴う変更

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	住民基本台帳			
III-2 (本人確認情報ファイル) リスク3：入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の 措置の内容	62	(略) ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号 カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わ せ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の 対応付けの確認を行う。	(略) ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号 カード(通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた 身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人 確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	法令改正に伴う変更
III-7 (本人確認情報ファイル) ⑤物理的対策	69	(略) ・情報システム課サーバ室については、情報システム課長から許可を得た者 に限り、その都度与えられるID及び静脈認証により入室するとともに、入退 室状況の記録を行う。 ・特定個人情報は、情報システム課サーバ室内の施錠管理を行っているサー バラックに設置したサーバに保管する。	(略) ・特定個人情報は、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の 中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・サーバー・端末機器・記録媒体等の廃棄、保管移転又はリース返却時、行 政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 ・廃棄、保管移転又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管 理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。 ・コンピュータ外部記録媒体及び記憶装置を有するプリンタ等の周辺装置の 廃棄、保管移転又はリース返却時は次の通り対応する。 ・記憶装置又は記録媒体を廃棄する場合は、委託業者が原則職員立ち会ひの 下、消磁・破碎・溶解・その他の当該記憶装置又は記録媒体に記録されてい たファイルおよびドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。立ち合 いが困難な場合は職員が措置を行う。 ・業者委託する場合は、記憶装置又は記録媒体の物理的破壊を行い、廃棄証 明書を提出させる。	平成31年1月にデー タセンター移設に伴う変更 令和2年3月31日付 け統括情報セキュリティ 管理者通知に伴う変更
III-7 (送付先情報ファイル) ⑤物理的対策	79	(略) ・情報システム課サーバ室については、情報システム課長から許可を得た者 に限り、その都度与えられるID及び静脈認証により入室するとともに、入退 室状況の記録を行う。 ・特定個人情報は、情報システム課サーバ室内の施錠管理を行っているサー バラックに設置したサーバに保管する。	(略) ・特定個人情報は、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の 中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。	平成31年1月にデー タセンター移設に伴う変更
III-7 (送付先情報ファイル) 特定個人情報の保管・消去における その他のリスク及びそのリスクに対 する措置	80	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CS から削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるた め、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない予定である。	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、 市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファ イルのバックアップは取得しない。	現行の仕様に合わせた変 更

対応する評価書の項目	ページ	記載内容	修正案	理由
	住民基本台帳			
III-4 (住民基本台帳ファイル) (本人確認情報ファイル) (送付先情報ファイル) 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	55 66 76	<p>・契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。</p>	<p>・契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。 <u>また、契約発注者は必要があると認めるときは、再委託先に報告を求め、又は実地に検査することができる。</u></p>	<p>長期的な再委託において、再委託先に対する監査体制について記載する。</p>